

## 国の責任による福祉・保育の人材確保対策を求める意見書

「保育園落ちた」と訴える母親のブログが大きな話題となり、認可保育所の整備をはじめ待機児童解消を求める声はかつてないほど大きな声となって注目を集めている。国は待機児童解消までの緊急的な取り組みとして、待機児童が多い市区町村及び待機児童を解消するために受け皿拡大に積極的に取り組んでいる市区町村を対象に、待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策を打ち出した。新制度施行後の実態把握と緊急対策体制の強化、規制の弾力化・人材確保等、受け皿確保のための施設整備促進、既存事業の拡大・強化などが掲げられた。保育所等への臨時的な受け入れ強化の推進として打ち出された施策は、国の基準より配置基準や面積基準を引き上げている自治体に対して、基準を緩めて受け入れを増やすよう求め、施設の定員を緩和する策となっている。この独自基準の緩和を求めることは、保育の質、子どもの安全を後退させ、詰め込み保育を奨励するものであり、保育行政への信頼を失うことになりかねない。これには、保育所に入れなかった子どもを抱える母親たちからも非難の声があがっている。また、有資格者が少ない小規模保育事業施設においても、三歳児以降の継続受け入れや受け入れ枠拡大などの規制緩和が打ち出されたが、それに見合う保育環境の整備は十分と言えない。子どもの安全を守るには、最低基準の維持向上こそが必要である。保育所での死亡事故は、認可保育所よりも職員配置が薄い認可外保育所で多く起こっている。待機児童問題を解消するために保育の質を低下させることはあってはならない。保育所の増設と保育職員の処遇改善こそが必要である。

全産業と比較して低すぎる賃金の引き上げと配置基準の引き上げで、働き続けられる環境を整備することが、安心して子どもを預けることができる安全な保育所の確保につながる。同様にこの間、介護や障害などの分野でも低賃金・処遇改善の必要が叫ばれている。今、国民からも、福祉関係者からも、保育職員や介護・障害福祉従事者の賃金・労働条件を改善する抜本的な対策が早急に求められている。

よって、国においては、福祉施設・事業における人材の確保と定着が図れるよう、以下の事項について強く要望する。

### 記

1. 国の責任で、保育をはじめとする福祉労働者の賃金水準を全産業平均にまで引き上げること。
2. 国が定めている福祉・保育諸制度における職員配置基準を、抜本的に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年 6 月 29日

内閣総理大臣 安倍 晋 三 殿  
厚生労働大臣 塩 崎 恭 久 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会